

新座市指定給水装置工事事業者 御中

新座市上下水道部水道施設課長

給水装置工事に係る各種検査及び新座市道に係る道路占用申請方法の変更について（通知）

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日ごろから、新座市水道事業につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和4年4月1日（金）から、下記のとおり運用方法を変更することとなりましたので、御対応の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 給水装置工事に係る各種検査について

(1) 分岐取出立会い検査

分岐立会検査	令和4年3月まで	令和4年4月以降 ※1
分水栓耐圧試験	実施（1.0MPa 3分間）	実施（ <del>0.75MPa</del> 3分間）
分水栓から第一バルブまでの耐圧試験	実施（1.0MPa 3分間）	実施しない※2（主任技術者の責任において0.75MPa 3分間を実施）

上記以外の検査内容については、従前どおり実施します。

※1 給水装置工事申込が4月1日以前であっても、取出し立会検査実施日が4月1日以降であれば、対象となります。

※2 給水装置工事申込時に、様式第19号「給水管取出し工事における確約書」の提出が必要となります。

(2) 完了検査（竣工検査）について

完了検査	令和4年3月まで	令和4年4月以降 ※1
耐圧試験	実施（1.0MPa 3分間）	実施しない※2, 3（主任技術者の責任において0.75MPa 3分間を実施）
水栓数の確認	実施	実施しない※2, 3
通水確認	実施	実施
残留塩素の確認	実施	実施

※1 申請が4月1日以前であっても、完了検査が4月1日以降であれば、対象となります。

※2 完了検査申込み時に、様式第20号「完了検査における確認済証」の提出が必要となります。

※3 特殊な配管（クリーニング店や井水併用の場所など）等の申請で、市が必要だと判断した場合には、耐圧試験及び水栓数の確認についても実施します。

(3) 各種検査における主任技術者の立会いについて

完了検査、分岐取出し立会検査及び臨時給水立会検査の立会いについては、令和4年4月から各種検査申込書に記載されている主任技術者の立会いがない場合には、その場で検査を中止し、後日再検査とさせていただきます。

また、立ち会う主任技術者の変更については、検査当日の午前9時までの受付とし、それ以降の変更は後日の再検査となります。なお、立ち会う主任技術者の変更については、電話による変更も受け付けます。（検査の申込み及び検査日程の変更については、従前どおり来庁時のみ受付）

#### 4 新座市道における道路占用申請について

道路占用	令和4年3月まで	令和4年4月以降
許可申請書	・案内図、舗装構成図、平面図及び断面図3部を、水道施設課に提出 ・許可の連絡は水道施設課から行い、許可証は水道施設課に取りに行く。	・左記書類2部に加え、許可申請書（4種類）を占有者名で作成し、水道施設課に提出。 ※1, 2 ・許可の連絡は、道路課から行い、許可証は道路課に取りに行く。
仮復旧完了届	仮復旧完了届の住所、氏名、連絡先の欄は空欄で水道施設課に提出。	・仮復旧完了届の住所、氏名、連絡先の欄は占有者名で水道施設課に提出。 ・提出書類に変更なし
本復旧完了届	本復旧完了届の住所、氏名、連絡先の欄は空欄で水道施設課に提出。	・本復旧完了届の住所、氏名、連絡先の欄は占有者名で水道施設課に提出。 ・提出書類に変更なし

※1 道路占用許可申請書は、必ず給水装置工事申込書と同時提出としてください。

※2 道路占用許可申請書の様式は、「市ホームページトップページ > 分類でさがす > 地域・暮らし > 道路・河川・交通 > 道路 > 道路占用の許可申請について」に掲載があります。

問い合わせ

新座市上下水道部水道施設課給水管理係  
048-477-5798（直通）